

No	2024年12月2日保険証廃止後 全般 よくある質問	回答
1	マイナンバーカードを持っていません。申請する方法は？	マイナンバーカードを申請する方法は3つあります ①オンライン申請（パソコン・スマートフォンから） ②郵便による申請 ③まちなかの証明写真機からの申請 詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください https://www.kojinbango-card.go.jp/
2	マイナンバーカードを保険証として利用するには？	マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です 登録する方法は3つあります ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う ← 受診時に簡単にできます ②マイナポータルから行う ③セブン銀行ATMから行う 詳しくは、マイナンバーカードの健康保険証利用方法をご確認ください https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html
3	マイナンバーカードを紛失しました。何か手続きが必要ですか？ 2024/12/4一部回答修正	ただちに①②を行ってください カード紛失時の対応方法 ①利用停止：マイナンバー総合フリーダイヤル （ https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/ ）へ連絡 ※ 24時間365日対応（あわせて警察に遺失届・盗難届を出してください） ②再交付申請：お住いの市区町村にカードの再交付申請を行う 再交付申請を行って新たなカードを受け取るまでの間、オリックスグループ健康保険組合に対して「資格確認書（再）交付申請書」を提出いただいた場合、短期的な資格確認書を交付します
4	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が切れそうです（切れました）。 更新手続きをしなくても、保険証として利用できますか？ 2024/12/4一部回答追加	有効期限が切れてから3か月間は、保険証として利用可能です マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、マイナンバーカードの保険証利用の際に使われています 有効期限は、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとされています 電子証明書の有効期限の3か月前に、国の地方公共団体情報システム機構からお知らせの封書が届きましたら、速やかに更新手続きをお願いします
5	マイナンバーカードの保険証利用登録ができていないか確認する方法は？	登録状況は、マイナポータルで確認できます マイナポータルにログイン→証明書エリアから開くことのできる「健康保険証」ページにて確認 登録が完了している場合は、マイナンバーカード利用状況に「登録済」と表示されます
6	マイナンバーカード、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を持っていません。 「資格確認書」が本人の申請によらず発行されると聞きました。 いつ頃届きますか？	原則、現在お持ちの保険証は2025年12月1日まで使用可能です 保険証廃止から1年間の経過措置期間中にマイナ保険証をご準備ください 2025年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでないかたには、2025年11月末までに「資格確認書（有効期限あり・はがき型）」を本人の申請によらず発行する予定です *保険証が有効の間は、資格確認書は交付されません
7	マイナ保険証を保有していますが、念のため「資格確認書」を交付してもらうことはできますか？	マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、交付対象となりません マイナ保険証による受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して、資格確認を補助する必要がある等の特段の事情もなく、念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできません

No	2024年12月2日保険証廃止後 全般 よくある質問	回答
8	マイナ保険証を保有していますが、マイナ保険証を利用したくない場合は、「資格確認書」を交付してもらうことはできますか？	Q：No7 回答の通り、特段の事情もなく交付することはできません 保険証をお持ちのかたは、 <u>2025年12月1日まで使用可能ですので、それまでご利用ください</u> *任意継続のかたは、保険証券面記載の有効期限まで *2025年12月1日までに資格の異動（退職や扶養削除など）があった場合は、 <u>退職日（資格喪失日の前日）まで使用可能です</u>
9	資格確認書の交付を受けた後に、マイナンバーカードの保険証利用登録を行いました。 「資格確認書」は返納した方が良いですか？	有効期限が経過するまでは、大切に保管ください 有効期限経過後、ご自身で個人情報に留意のうえ廃棄ください なお、有効期限前に資格の異動（退職や扶養削除など）があった場合は、 <u>返納頂く必要があります</u>
10	退職します。「資格確認書」は返納する必要がありますか？	「資格確認書」には有効期限の記載があります <u>有効期限前に資格の異動（退職や扶養削除など）があった場合は、返納頂く必要があります</u> もしも紛失した場合には、滅失届を提出ください なお、有効期限経過後は、返納頂く必要はありません ご自身で個人情報に留意のうえ廃棄ください
11	「資格情報のお知らせ」は、どういつきに使うのですか？	マイナ保険証で受診するための登録が完了したことをお知らせするものとなります 想定される使いかたは2つあります ①マイナンバーカードに加えて「資格情報のお知らせ」を提示する マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（医療機関にカードリーダーがない時や不具合でカードリーダーが使えない時など）の場合必要です ②保険証に代わって、保険証の記号番号等、資格情報を確認する
12	「資格情報のお知らせ」またはマイナポータル資格情報画面のみで保険診療を受けられますか？	「資格情報のお知らせ」またはマイナポータル資格情報画面のみでは、保険診療は受けられません オンライン資格確認未導入医療機関等（マイナンバーカードで受診できない）を受診する場合に、マイナ保険証とともに窓口にご提示ください （従来の「保険証」をお持ちの場合は、保険証で診療を受けられます）
13	「資格情報のお知らせ」は、必ず携帯しなければならないのですか？	オンライン資格確認未導入医療機関等（マイナンバーカードで受診できない）を受診する場合に必要となりますので携帯ください なお、マイナポータル資格情報画面をダウンロードした場合、携帯する必要はありません ※ダウンロード方法：マイナポータルにログイン→健康保険証を選択→端末に保存を選択→ダウンロード完了
14	「資格情報のお知らせ」を捨ててしまったが再発行してもらえるか。	マイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報を確認できる場合は、再交付の手続きは不要です ※ダウンロード方法：マイナポータルにログイン→健康保険証を選択→端末に保存を選択→ダウンロード完了
15	退職します。「資格情報のお知らせ」は返納する必要がありますか？	返納の必要はありません ご自身で個人情報に留意のうえ廃棄ください

No	2024年12月2日保険証廃止後 全般 よくある質問	回答
16	「資格情報のお知らせ」が届いていません（保険証をお持ちのかた）いつ頃届きますか？	2024年7月25日時点加入者について、一部のかたを除き、一斉発行しております（特定記録郵便または会社から手渡し配付） つぎに該当する場合は、2025年2月以降に発行する予定です ①被保険者本人が海外居所の方とご家族 ②2024年7月25日以降に加入した（加入手続きをした）
17	今、持っている保険証はいつまで使えますか？	原則、現在お持ちの保険証は2025年12月1日まで（保険証に有効期限がある場合は有効期限まで）使用可能です *有効期限前に保険資格が変更になったときを除く
18	マイナンバーカードを使うので、手元にある保険証を破棄または返納してよいか？	原則、現在お持ちの保険証は2025年12月1日まで使用可能ですので、それまで大切に保管ください なお、2025年12月1日までに資格の異動（退職や扶養削除など）、任意継続者の資格喪失があった場合は、保険証を回収します
19	今、持っている保険証を紛失したときは、再交付してもらえますか？	2024年12月2日以降、従来の保険証の新規発行は停止されるため、保険証の再交付はできません マイナ保険証をご利用ください 2025年12月1日までに保険証を紛失した場合は、「滅失届」を提出ください なお、マイナ保険証をお持ちでない場合は「資格確認書（再）交付申請書」も併せて提出ください
20	2024年12月2日以降に結婚等に伴い、氏名変更をする予定です。手続きを教えてください。 2024/12/4一部回答追加	「氏名変更届」を提出ください 従来の「保険証」をお持ちの場合：2025年12月1日までに「氏名変更届」を提出するかたは「保険証」の返納が必要です なお、マイナ保険証を保有されていない場合は、「氏名変更届」と併せて「資格確認書（再）交付申請書」を提出ください 資格確認書を交付後に変更となる場合：氏名変更前の「資格確認書」の返納が必要です
21	保険証廃止後、給付金の請求時に必要な記号・番号はどのように確認するのですか？	記号・番号は、①マイナポータル、② 資格情報のお知らせ、③ 資格確認書（健康保険証）のいずれかでご確認ください https://ssl.kenpo-net.jp/how-to-find-his-number/
22	海外居住のためマイナンバーカードを返納しています（保険証をお持ちのかた）一時帰国の際に、病院を受診したい場合はどのようにしたらよいでしょうか？	2025年12月1日までは現在お持ちの保険証で受診ください 2025年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでないかたには、2025年11月末までに「資格確認書（有効期限あり・はがき型）」を本人の申請によらず発行する予定です ※国外転出後のマイナンバーカードの継続利用についてはマイナンバーカード総合サイトをご確認ください https://www.kojinbango-card.go.jp/